小規模企業者家賃・地代・賃料支援給付金

**【施策の目的】**

　　新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に伴い、売り上げ減となった小規模企業者の費用負担を軽減するべく、費用のうち固定費である事業所の家賃、地代、事業実施の際使用する機械装置及び器具備品（ただし、車両は除く）の賃料の支払への支援をすることで事業継続に繋げてもらうのを目的として小規模企業者家賃・地代・賃料支援給付金を支給する事業です。

**資料**

**【申請期日・方法】**

　小規模企業者家賃・地代・賃料支援給付金交付申請書（村ホームページよりダウンロード）に家賃等の賃貸借契約がわかるもの（契約書又は領収書）の写し、本人確認書類の写し及び振込先銀行口座がわかるものの写しを添えて提出

　※銀行振り込みの場合は取引明細書又は通帳の写し（送金がわかるもの）に代えるものとします。

　※申請時に廃業している場合は対象となりません。

**【支給予定スケジュール】**

　申請受理し、内容確認した後交付決定した翌月の末日までに支給商

**【支給対象者】**

支給対象者は、村内に事業所を有し、事業実施に伴う家賃・地代・賃料の支払義務がある小規模企業者で、令和２年４月１日以前に開業しているもの。ただし、金融事業者及び農業事業者は除く。

**【支給額】**

　給付金の支給額は、１事業者につき一律10万円とする。

　※複数の店舗を営業している場合も、１事業者最大10万円とする。

**【申請期間】**

　公表の日から７月31日まで

**【申請窓口】**

　企画観光課商工観光係

　※申請書については留寿都商工会にも用意されています。

**【問合せ先】**企画観光課商工観光係（46-3131）

**【問合せ先】**企画観光課商工観光係（46-3131）

小規模企業者家賃・地代・賃料支援給付金

**【Ｑ＆Ａ】**

　（１）家賃とは、具体的に何を指しますか。

事業で使用している事務所の家屋の賃料（管理費、共益費含む）となります。

権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するものや、水道料・光熱水費等は対象外となります。

（２）自宅兼事業所の場合は対象になりますか。

　　　事業所の賃貸借契約が自宅も含めた形で不可分の契約となっているのであれば、対象とします。

（３）個人事業主も対象になりますか。

　　　小規模企業者には個人事業主も入っていますので、給付金の支給対象です。

（４）家賃などの支払いは月払い、年払いどちらでも良いのでしょうか。

　　　支払い方法は特に決まりはありません。契約が締結され、賃借人の支払義務が発生していることが確認できれば対象となります。

**資料**